

令和6年生駒市農業委員会10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年10月10日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 地下1階会議スペース

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	吉岡	浩	補佐	坂本	親穂
		主幹	有山	清隆	主査	田所	智

傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
5. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
6. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について

7. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
8. 農地の転用事実に関する照会について
9. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 認定農業者制度について
- 選挙における公務員の服務規律の確保について
- 「東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会」の開催について(女性委員のみ)
- 三輪明神 農林産物品評会(チラシ)
- 農業祭予定表

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と4番 稲葉委員、5番 今井委員にお願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、奈良交通高船口バス停の北約150mにある高山町地内の農地2筆

申請理由について

本申請について、まずNo.2の農地については、この後の報告案件の中にあるが、譲渡人2人の亡き父親と譲受人との間で利用権が設定されていたが、今般利用権の解約の手続きを行っており、その後本申請が出てきている。

No.1～2の農地について、譲渡人の2人は相続により当該農地を取得したが、遠方に住んでおり、維持管理が困難なことから、現在も耕作をお願いしている叔父である譲受人が買い受けることとなった。一方譲受人は、本申請に隣接する北側の農地を所有し耕作しており、申請農地についても引き続き水稻を作付する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局から説明のあった通りで、譲受人については現在北側の農地も作付けされている状態である。申請地は現地調査に行った際には綺麗に整地されていた。農機具等もすでに耕作されているので所有している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、光明中学校の北約300mのところに位置する農地申請理由について

申請者は、今まで本農地での営農を行ってきたが、近隣の自動車販売店から、駐車場として貸してほしいとの要望があり、今回青空駐車場へ転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、申請地の雨水については、自然浸透及び東側の既設柵を通じて暗渠パイプを通して排水するような計画になっている。また、農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 本農地については、現状は1枚の田になっており公図を見たら5筆になっている。国道を作る時に整理して1枚にしたのではないかと思うが、本農地を近隣の自動車販売店の駐車場にすると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、奈良交通狭戸バス停の北東約350mのところにある高山町の農地2筆

申請理由について

賃貸人は、多くの農地を所有しているものの、筆数が多く、何とか維持管理してこられた。一方賃借人である会社は、外装事業、建築事業他、多くの事業を展開しており、再生可能エネルギー事業も行っている。本社は北九州市だが、関西では宇治市と亀山市に駐在員を置き、事業展開を行っており、今般、その一環で当該地に太陽光パネルを設置するものである。

まず雨水等については自然浸透及び、事業地内に雨水排水桝を2か所設置するとともに、農地東側にある既存のU字溝に新設の集水桝を設置し、それを通して里道東側の既存U字溝に放流したうえで、そこから南側の農地の間にあるU字溝を通し河川へ放流することとしている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水は先程申したように自然浸透と集水桝に集めた後、水路を通して河川への放流としている。また、北倭土地改良区の意見書及び、地元農家区と放流経路等についての協議が整い、その同意書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 太陽光パネルを設置するにあたり、同意書の中で水利組合の組合長の判子が必要だが、申請地は水利組合がないため、その代わりとして農家区長が同意書に判子を押すことになっている。隣接農地の同意書は既に判子を押されている状態で、次は水利組合もしくは農家区長の判子となっており、この地区に関しては私が推進委員と農家区長を兼務している。農家区長は地域の農業者の方の安全を確認しないといけない。そして推進委員は公の中で書類関係を確認し問題がなければ許可をださなくてはならない。農家区長として、貸借される農地の周辺の方たちと話し合いを3回ほど行い、その方たちの要望を開発業者に申し入れし、それを全て受けていただいたので、農家区長としては同意書に判子を押した。その後、事務局からの訂正等もすべて訂正した書類を提出されたため、推進委員としても判子を押した。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 申請通りに工事が完了したかどうかの確認などは誰が行うのか。

○局長 まず完了報告をだしていただく。通常は写真をつけていただき、事務局の方で写真に基づいて現場ができているか確認し、奈良県知事の方に進達する。奈良県の担当部局の方で写真に基づき、現場ができているか確認する。

○委員 補足になるが、太陽光パネルを設置される農地については今事務局が話した通りだが、先ほど申した隣接農地の水路については工事にかかる時に農地の持ち主に工事のやり方等、必ず立会いの下、確認して行ってもらうように代理人に伝えている。水路については問題ないかと思うし、また水路については農家区長として要望通りやってもらっているかは工事の途中などに見に行きたいと思っている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

No.1～7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4-1)で、奈良交通鐘付田バス停の北東約250mにある農地7筆

No.8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4-2)で、高山溜池の南東約500mにある農地1筆の合計8筆賃料について

No.1、2、No.4～8は使用貸借、No.3は賃貸借となっている。またNo.1、2、5、7は以前利用権設定をされていたが、期限が切れてしまった為に、今回改めて利用権を設定するものであり、No.4、6、8は今回新規で利用権を設定するものである。No.3は以前農地法第3条に基づき賃貸借権を設定していたが、8月に解約し、農地法第3条ではなく改めて利用権を設定するものである。

申請理由について

使用貸人は、多くの農地を相続で所有するものの、本人も高齢であり、後継者の息子たちも市外に転居する等、維持管理が大変なことから貸し付けることとなった。

また使用借人は、近隣の多くの農地を借り入れ、野菜等を栽培されており、この農地では主にレタスを中心に季節野菜を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に本人が所有されている。

No.9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、国道168号線南田原交差点の北西約800mのところにある農地1筆

申請理由について

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターは、場所は橿原市にある。奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者が なら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなる。

使用貸人は、多くの農地を相続で所有するものの、高齢であり、維持管理が大変なことから所有農地の一部を貸し付けることとなった。

また使用借人は、令和4年8月から市主催のファーマーズスクールに応募・卒業され、令和5年5月からは市内の農園でも研修を受けられ、現在に至っており、農業経験年数は約2年となる。

本農地では、ケール、レタス、ハウレンソウ、ミニトマト、ニンジン等を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については現時点では所有していないが、今後補助金や自己資金を活用しながら購入していくとのこと。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号(No.1～8)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1～8はすでに使用借人がレタス等いろんな作物を作っており、ハウス等も持っており問題はないかと思う。

○議長 議案第4号(No.9)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 本農地までは坂が急で軽トラなどは上がっているが、農機具、トラクター等はまず上に建物を建てて置くと聞いているが、まだ農機具は手元になく、これからそろえていくと聞いている。使用貸人は高齢で他にも農地を所有しているが、本農地の西側は別の方が借りている。使用借人は4月から花卉園芸組合に加入しており、朝市等でケール等の野菜を一部出荷していただいている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第7号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第8号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第9号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～No.5までは相続により賃借権を取得された農地、No.6～No.30までは相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。なお、No.1～No.5は報告第5号でも説明させていただく。

報告第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第3条第1項の規定に基づき許可されたものだが、取り消し願いがなされたものである。

No.1については、地図番号(6)で、学研奈良登美ヶ丘駅の北西約350mのところに位置する鹿畑町地内の農地である。

令和6年5月21日付で許可がなされたものだが、青空駐車場を経営するとのことで取り消しの願い出がなされ、受理されたものである。

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(7)で、第2阪奈道路小瀬ICの西約300mのところに位置する壱分町地内の農地についてである。青空駐車場及び青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2～4の申請地は、地図番号(8)で、国道168号線中菜畑1丁目交差点の南約300mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地についてである。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(9)で、生駒北学校給食センターの北東約1Kmのところに位置する高山町地内の農地である。昨年度に一部転用され、今回残りの部分を青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.2については地図番号(10)で、国道168号線小明町交差点の東約250mのところに位置する小明町地内の農地である。青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。報告第1号のNo.1～5については、賃借権を相続した後、解約の手続きをされたものである。

報告第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、利用権の設定がされた農地について、契約が解約されたことを報告しているものである。

議案第1号でご審議いただいたが、今般使用借人が購入することになったことから使用貸借契約を解約されることとなった次第である。

報告第7号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

本届出地については、地図番号(11)で、奈良先端科学技術大学院大学の東側に位置する鹿畑町地内の農地であり、農業用倉庫を目的として農地転用の届出がされたものである。この農業用倉庫だが、国道163号線の用地にかかり倉庫が撤去されることになったため、その代替地として本届出地に建てる事になった次第である。

報告第8号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～3については数十年前から山林化したものである。No.4については数十年前から宅地として利用していたものであり、今般申請されたものである。

報告第9号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○委員 報告第2号についてだが、農地法第3条で譲受人と譲渡人として農地の売買をしたが、後に青空駐車場を経営することがわかったので、これを取り消すという認識でいいのか。

○主幹 今年行った売買なのだが、農地法第3条なので農地のままで渡された。譲受人は農地のままで受けたが、それを転用するにあたり1年以上耕作をしないといけいないので、青空駐車場をするには最低でも1年後にしか申請受付ができないため、元に戻すと聞いている。その後、青空駐車場の申請が出てくるだろうと思っている。

○委員 前の農地法第3条の申請の際には登記までは至らなかったのか。

○主幹 一応、登記簿は所有者はかわったと聞いている。

○委員 という事は、売買の登記も取り消さないと次の農地法第5条の転用ができないので、登記も取り消すという事か。

○主幹 法務局の登記を戻すために今回の申請を出してこられた。

○委員 登記も錯誤かなにかで戻されるということか。

○主幹 その通りだと思われる。

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 中・南地区へ目標地図作成のためのアンケートを発送した件について説明
7月23日に市内、市外合わせて1090件発送
8月末〆切で、本日までに郵送での回答433件、インターネットでの回答40件、合計473件
約43.3%の回答率

○主幹 目標地図の説明

○議長 農林課が起案されたのは地域計画、目標地図のどちらなのか。

○局長 地域計画と目標地図のどちらもである。

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○局長 認定農業者制度について説明

○局長 農業委員・農地利用最適化推進委員の選挙における公務員の服務規律の確保について説明

○主幹 三輪明神 農林産物品評会の説明

○主幹 「なら農業委員会女性委員の会」伝統食伝承推進研修会について説明
日時:令和6年10月24日(木) 午後1時～
場所:JA奈良県御所営農経済センター

○主幹 令和6年度「東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会」について説明
日時:令和6年11月26日(火) 午後1時～

場所: 橿原市橿原文化会館 小ホール

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年11月11日(月)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和6年11月6日(水)

11月5日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時26分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 4番

農業委員 5番
